

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年2月7日	令和6年2月21日	港役所の市民の声受付番号 23-03235 の回答には次の記載があります。 「運営方針の成果指標を定量的に測定できる評価把握方法の一つとして成果指標に使用しております。」、「その（区民モニターアンケート）の調査結果を運営方針のアウトカム指標に使用することについての妥当性を説明できる文書はありません」 市政改革室が作成した「運営方針の手引き」には次の記載があります。 「成果目標が既存データにより把握（設定）できない場合は、アンケート調査による区民・市民の意識等の測定が必要になりますが、モニター調査以外にも会場（参加者）アンケートなど、アンケートには様々な手法がありますので、目標に応じた手法を検討してください。」 ここでは、アウトカム指標に設定する内容により、その測定手法を検討することが求められています。 港区役所はこれに基づき区民モニターアンケートのアウトカム指標の測定方法としての妥当性を検討しているはずであり、文書がないはずはありません。この検討内容が示された文書を公開してください。 万が一この検討を行っておらず、文書が存在しないということなのであれば、「本来作成すべき文書を作成しなかった」という真の理由をもって不存在としてください。 次に市政改革室が作成した「運営方針策定要領」（令和4年度）の「⑥-2アウトカム（成果）指標」の記載例には「区民モニターアンケートで『・・・』と回答した割合〇年度末までに□%以上」と記載されており、区民（モニター）アンケートでアウトカム指標「〇〇である区民の割合」が測定できる旨の説明がなされています。 また、同じく市政改革室が作成した「マーケティングリサーチの手引き」の「7 P D C Aサイクルを意識した改善について」では、59ページにおいて【アンケート結果】として「☆☆に関する市民の認知度は 94%であった」と記載され、「アンケート」（マーケティングリサーチツール）で「〇〇である市民の割合」が測定できるとの説明を行っています。そして、これはアウトカム指標であるとの説明もなされています。また、同資料の61ページには、「区民アンケート等において、区役所からの情報発信がこれまでよりわかりやすくなったと感じている区民の割合：50%」と記載されており、区民アンケートで「〇〇である区民の割合」が測定できるとの説明を行っています。そして、ここでも「〇〇である区民の割合」をアウトカム指標であるとして説明がなされています。 市政改革室がマーケティングリサーチツールで「〇〇である市民の割合」が測定できると認識していたということは、以下の事実からも明らかです。 「平成30年度世論調査『市政に関する市民意識』業務委託仕様書」には、調査の目的として「本市がこれまで実施している施策についての認知度をはじめ、市民の多様な意見やニーズを把握し」と記載されていました。これについて、請求対象文書を「世論調査により『本市がこれまで実施している施策についての認知度』の把握ができるとする根拠が示された文書」として行った公開請求は、令和5年7月14日付大市第48号で不存在となっていますが、不存在の理由には「平成30年度世論調査『市政に関する市民意識』業務委託仕様書に記載された調査の目的について、当時の担当者に確認したところ、マーケティングリサーチの一般的な目的を記載しているもの」と記載されていました。 市政改革室はマーケティングリサーチツールで「〇〇である市民の割合」（業務委託仕様書では「施策についての認知度」であり、これは上記資料では「アウトカム指標」として取り扱われています。）の測定が「マーケティングリサーチの一般的な目的」であるとの認識であったということです。 港区役所は「その調査結果を運営方針のアウトカム指標に使用することについての妥当性を説明できる文書はありません」としていますが、これは市政改革室が保有しているはずで、不存在であるはずはありません。この文書を公開してく	不存在		港区役所	総務課（総合政策グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
令和6年2月20日	令和6年3月5日	万博誘致決定後から本日まで万博啓発に使った費用（最小の係ごとで回答）	不存在					港区役所	総務課（総合政策グループ）
令和6年2月20日	令和6年3月5日	不適切な事態の報告票（令和4年度分1件）（港区役所所管分）	公開					港区役所	総務課（総務・人材育成グループ）
令和6年2月20日	令和6年3月5日	市職員達の部活動、サークル等に福利厚生として、市や区で費用を出している項目がわかるもの（港区役所所管分）	不存在					港区役所	総務課（総務・人材育成グループ）
令和6年2月20日	令和6年3月5日	大阪市職員には、世紀末覇者（ラオウ 北斗の拳）のように公務を行う者（暴力、暴言、どうかつ、法にない事を教示）が度々報道されているが何人いるのかわかるもの（港区役所所管分）	不存在					港区役所	総務課（総務・人材育成グループ）
令和6年2月26日	令和6年3月5日	大阪の福祉大学や同和枠採用の為に日本語力の低い職員が区役所や福祉局に多いが日本語を正しく使おうとしない理由は何なのか（港区役所所管分）	不存在					港区役所	総務課（総務・人材育成グループ）
令和6年2月27日	令和6年3月6日	措置決定通知書（令和5年度 5件）（港区役所所管分）	部分公開	1				港区役所	保健福祉課（福祉グループ）